

南宋建國期の武將勢力に就いての一考察

—特に張・韓・劉・岳の四武將を中心として—

山内正博

- 序 言
- 一、四武將の擡頭
 - I 四武將盛時の兵力
 - II 兵力の増強過程
 - III 擧頭の由因と部兵の素性
 - 二、武將の幕帥化と宣撫使
 - 三、四武將勢力の遠心性
 - I 四武將と宣撫使
 - a 宣撫使の專使化と管域の設定
 - b 宣撫使の權職
 - II 幕帥化の由因
 - III 結語
- 序 言

軍事的活動が萬事に優先し、崩壊せる軍備の再建が急がれた南宋の草創期は數多の武將を輩出せしめたが、就中張俊・韓世忠・劉光世・岳飛の四人は凡ゆる意味で南宋建國期を彩る武將群の代表的存在であつた。彼等は單なる國軍の一將校ではなく、明かに軍閥的武將として鬱然たる勢力を築き一世を風靡していた。然るに一度秦檜の抑壓に遭うや悉くその全權勢を奪われて第一線から黜けられ、大唐の藩鎮にその先例を見るが如き不動の勢力には安定し得なかつた。秦檜と武將との對立

は南宋史上の最大問題の一である。本稿はこうした南宋建國史の中心問題をなし、後世に迄大きな影響を残した武將の究明を目標として、取敢ずその代表たる四人を取り上げ、主としてその勢力の發展の過程とその意義とに就いて考察したものである。

一 四 武 將 の 擙 頭

南宋建國期に於ける國家最賴の軍團はしきりにその軍名を改更しつゝ兵數を蓄増した。今その推移の大要を表示すれば表Aの如くである。本表は種々の注意すべき重要事實を含んでいるが、取敢ず此所に指摘しておきたいのは(1)南宋の最賴國軍¹には大元帥府軍・御營軍・御前軍・神武軍・行衛護軍・三衙・御前駐劄軍等の軍名が存し、それ等は逐次的に改變せられた

表A 南宋初期最賴國軍表（四川を除外）註3

軍 名	兵 數 推定	年	月	西 紀	摘 要
康王(高宗)部兵	一 千	靖康元年	十一月	一一二六	北宋時代
大元帥府諸軍	一 萬	靖康元年	十二月	一一二六	康王大元帥府開幕。
御營 諸軍	—	建炎元年	五月	一一二七	康王即位して高宗と稱される
御營・御前諸軍	—	建炎三年	三月	一一二九	御營司創設。 南渡して兩浙に入る。 三月明受の亂。
神武諸軍その他	—	建炎四年六月	—	一一三〇	「その他」は劉光世軍。 御營司廢止、樞密院復活。

ものであること。(2)軍名改更と共に兵數も飛躍的に累増し、特に建炎元年—紹興二年の六年間に於て著しく、その後の増勢は弛んでいくこと、(3)紹興五年に初めて三衙の實體が整い、原則的にはすべて中央の直轄軍たる最賴諸軍が實質的には中央・地方の兩軍に分改せられ、これが以後の南宋軍制の骨

神武諸軍その他

十八萬六千

紹興二年十一月

一一三二

御前忠銳諸軍の創設「二月」。
「その他」は同軍及び劉氏軍。

行營諸軍

三十萬余

紹興五年十二月

一一三五

地方(行營軍)・中央(三衙軍)
兩軍の制度化。

御前駐劄軍

—

紹興十一年四月

一一四一

秦檜の罷兵。南宋の軍制整
う。孝宋朝。以後南宋最盛時。

同右

三十三萬一千

乾道初年

一一六七頃

孝宋朝。以後南宋最盛時。

あるが、こうした政治史的考察は一切割愛してたゞ兵數の累増と軍名改更の繁多とを取上げておく。本稿の主題とする四武將の諸軍は正に右の最頼國軍そのものに他ならず、彼等はその將帥として此等諸軍を分統していたのである。四武將と諸軍との關係を知る爲めに諸軍の帥たりし主たる氏名を列舉するにB表の如くである。表を通觀するに、四武將が他の諸將等の劇しい新陳代謝の間に在つてよくその將帥たる地位を保持し、進んで他の羣將を次第に壓服し一段と地歩を固めて行つた過

表B 南宋最頼軍指揮官表(四川を除く)

軍名	期間	指揮官	名
大元帥府諸軍	自靖康元年	陳淬・張俊・劉浩・張瓊・尙功緒・王孝忠・楊青・(韓世忠)・劉光世その他	
御營諸軍	至建炎三年	王淵・張俊・李安・劉正彥・辛企宗・韓世忠・苗傅・劉光世その他	
御營・御前諸軍	自建炎四年	辛企宗・辛永宗・陳思恭・范瓊・王瓊・韓世忠・劉光世・張俊その他	
神武諸軍	至紹興五年	辛企宗・王瓊・韓世忠・陳思恭・辛永宗・巨帥古・楊沂中・岳飛・張俊その他	

幹をなしていること等の三點である。こうした最頼諸軍の變化發展は、北宋滅亡後に立つた高宗が局地的小勢力から堂々たる南宋國家に發展する過程を如實に示すものとして極めて興味の深いものである。

行營諸軍	自紹興五年 至紹興十一年	張俊・韓世忠・劉光世・岳飛・吳玠・王彥・王德
三衙諸軍	自紹興五年 至紹興十一年	楊沂中・劉鉢・解潛・王彥・顏漸その他

備考 傍線は四武將。大體獨立せる一軍の指揮官以上を標準とした。略典據。

程をも察見することが出来る。かく四武將のみが劇しい諸將達の新陳代謝の中を切抜けて地歩を固めたことは彼等四人が武將として特に卓絶した素質を有していたことをも立證するものである。つまり四武將は南宋の初め國軍の急増擴充の波に乗つてその帥として史上に躍り出で、此の最賴國軍を基盤として強大な勢力を築き上げたものである。然らば彼等四武將の勢力の根幹たる兵力は各々どの程度であつたか。表Aの軍數と對照しつゝその兵力を具體的に検討して見る。

I 四武將盛時の兵力

四武將は既に紹興二年の末に他の諸將に冠絶する兵數を統握し、その總和は最賴全軍の過半に相當していた。その適證は建炎以來繫年要錄（以下要錄）⁶（と略稱）卷六十 紹興二年十一月己巳の條の宰相呂頤浩の奏言で、その内容を表に整理して示せばC表の如くである。表を一見して此の時既に彼等四武將の兵數が他將に冠絶し、且つその總計十三萬三千は全軍總計十八萬六千の正に大半に達していたことを知り得る。つまり四武將の絕對的勢力は紹興二年の末に早くも形成せられていたのである。此れより約三年を経た紹興五年前後について見るに、全軍總數にはさしたる變化は無いが、一方諸將には變化があつて王瓊・崔增の軍は韓世忠軍に、巨師古・張守忠等の軍は張俊にそれぞれ併入せられ、四武將の勢力は一層強化している。要錄卷九紹

表 C 紹興二年十一月最賴諸軍表

武將名	兵數	軍名	裝備その他
張俊	三萬	神武右軍	鎗弓箭皆備 有全裝甲萬副刀
韓世忠	四萬	神武左軍	皆精銳
劉光世	四萬	(御前巡衛)	雖不如俊之軍亦
岳飛	二萬三千萬	神武副軍	老弱頗衆
王瓊	一萬三千萬	神武前軍	皆精銳
楊巨	一萬萬	神武中軍	雖不如俊之軍亦
沂師	二萬三千萬	神武後軍	老弱頗衆
中古	一萬萬		
計	十八萬六千		
備			
・神武軍は前・後・左・右			
・中・副の六軍編成			

興五年十二月庚子の條に行營護軍の諸將について

略上。

至是(張)俊與(韓)世忠・(劉)光世軍最多。(吳)

玠次之。(岳)飛又次之。(王)彥兵視諸將最少。

とあるはこうした四武將の強大化を述べたものである。五年當時の各武將の兵力を見るに、右記事の後段に

略上。

乃以楊沂中所將隸殿前司。解潛部曲隸馬軍司。統制官

顏漸部曲隸步軍司。略上。潛之軍纔一千餘。漸所統烏合之兵而

已。

とて此の年楊沂中・解潛・顏漸の軍を以て三衙を整えたがあるが、解潛の軍は二千餘り、顏漸の軍は更に少く、何れも微弱であり、又楊沂中の軍も建炎以來朝野雜記甲集卷十に

略上。自紹興五年置(殿司)七軍。規模始定。然馬步二司。

不能敵殿司之半。云々。

とあるを參照し、且つ解潛・顏漸所統の馬歩二軍を大きく五千と見積つてもその倍額一萬前後に過ぎないことが知られる。¹⁰かかる三衙諸軍に比して行營諸軍將の兵數は遙かに多く、最低を傳えられる王彥ですら一萬前後とあるから、四武將の兵數は當然それより多かつた筈である。要錄卷八 紹興五年三月癸卯の條に

略上。臣竊料。劉光世・韓世忠・張浚(俊)^誤・楊沂中・岳飛・王瓊下兵數。得廿萬人。云々。

とあつて劉・韓・張・楊・岳・王の六將の兵力總計廿萬人に及んでいたと云うが、王邊の軍は此の前月に韓世忠軍に併入せられて居り、又楊沂中の兵は既述の如く一萬前後と推定せられるから、結局十九萬人が彼等四武將によつて分統せられていこととなる。岳飛の軍の稍少なかつたことを勘案して大約三萬とすれば、他の三將は平均して夫々五萬餘となり、これが略々大過ない數であつたと推測せられる。彼等四人が大武將として愈々絶對的な地歩を強化して行つたことを知るに足る。此の後ち政府は専ら三衙の増強に力を入れてゐるから、¹²三衙と四武將との兵數の比率は相對的に稍々落ちたが、四武將の軍額そのものは變化なく上述の四・五萬の數字を罷兵の時迄保持し、¹³更に此の額以外の數も少くなかつたものの如く考えられるから、¹⁴武將として率いる兵力は最後迄些かもゆるいでのなかつたと見て差支えない。然し兵力不變の考證は省略する。要するに、四武將はおそらく紹興三年以後には數萬の重兵を統握して絶對的な地歩を占める大武將であつたのである。

II 兵力の增强過程

紹興三年には雄勁な大武將となつてゐた四武將も劉光世が三班出身であつた外は陝西・河北方面に身を起した賤しい素姓の者ばかりであつた。¹⁵ 四武將を初めその他の諸將も北宋末に起つた方臘の亂に續く金軍の侵入等、驚天動地の大變亂に際して豫測を許さなかつた爲め、兵力再建の急にも拘らず、天下の群雄多く形勢を觀望して去就を決しなかつた。¹⁶ 此の時逸早く部下の兵を率いて康王の幕下に馳せ参じたのが張・韓・劉の三人を初め先出の諸将達である。彼等はそのまま高宗の親軍とせられ、此所に大發展の機を得たのである。但し岳飛のみは來歸がおくれ、且つ親軍の名を得たとは云え多く外に駐して直

接康王の護衛に當る機會がなかつた。此れが岳飛の悲慘な晩年に影響するのである。康王の幕下に馳せ參じた當時の彼等の直屬軍は何れも未だ微々たるものであつた。韓世忠の兵力は宋史

卷三
六四 傳に

略。時（建炎元年二月）康王如濟州。（韓）世忠領所部勸進。略。時世忠麾下僅千人。中。康王卽皇帝位（五月同年）。云云。

とある如く建炎元年の頃は未だ千人程度であり、劉光世でさえ要錄卷三建炎元年二月乙丑の條に

略。先是本路副總管威武軍承宣使劉光世將步騎三千人援京師。云云。

とある如く同じ頃には未だ歩騎三千の程度であつた。張俊の兵力は宋史

卷三
六九 傳に

靖康元年。中。（張）俊與所部數百人。突圍而出。中。俊勒兵從信德府守臣梁楊祖。云云。

とあり、要錄卷一康王傳・靖康元年十一月癸未の條に

上。略。中大夫知信德府梁楊祖以兵萬人馬千匹繼至。兵官張俊・苗傅・楊沂中・田師中皆在麾下。（康）王壯之。云云。

とある兩記事を參照するにやはり五・六百乃至千人程度であつたことが知られる。岳飛の場合は更に少なく、宋史卷三傳に

建炎四年。中。兀求次龍灣。（岳）飛以騎三百・步兵一千。馳至新城大破之。云云。

とある如く三年も下つた建炎四年代でさえ僅かに二千程度に過ぎなかつたのである。

かく北宋末の動亂に際して沿邊に身を起し、建炎元年康王の南宋新政府に來歸した當時の彼等武將の兵數が未だ千餘の程度であつたとすれば、先述の如き數萬の大軍を率いる大武將となつたのは實に彼等が康王の下に馳せ参じてより紹興一年に至る迄の六年間であつたわけで、彼等の大武將への飛躍的發展が南宋朝建國の進展と密接に連つてゐることを知り得るのである。尙此の六年間に於ける彼等の兵力增加過程を窺う一指標として中間に當る建炎三・四年頃の兵數を見るに、要錄卷二建炎三年三月戊子の條に

上。略。至是（張）俊引所部八千人至平江。云云。

とあり、同書卷二建炎三年一月癸丑の條に

上。臣（劉光世）所部數。萬人一千餘騎。^{o17}云云。

とあり、同書卷三建炎四年三月戊子の條に

上。韓世忠戰士才八千。^{o18}云云。

とあつて、三人共夫々八千乃至一萬二千を擁し兵力に於いても中間數を示しているのである。参考の爲め以上に述べ來つたこと、此の増勢は先表Aの國家最頼軍總數の増勢と正に一致すること、四武將の兵力が絶對的比重を占めていたこと等が知られ、國家最頼軍の增强は四武將の兵力增强によるものであり、從つて四武將の勢力增强は最頼軍增强の建國の大方針の上に乗つて進められたものであることが明かとなる。然らば四武將のみがかく發展し得た所以は如何であろうか。

III 擡頭の由因と部兵の素姓

四武將の兵數の累増期たる建炎元年乃至紹興二年の六年間の中特に

南宋建國期の武將勢力に就いての一考察 山内

計	表D 四武將兵數累增表						
	武將名	時兵數 建炎元年	時兵數 建炎三・四年	時兵數 紹興二年	時兵數 紹興五年	時兵數 建炎元年	時兵數 建炎三・四年
五千	張俊	一千	一千	一千	一千	五百	五百
四萬四千	劉光世	一千	一千	二千	二千	二千	二千
一六萬四千	岳飛	一万三千	一万三千	四萬	四萬	三萬	三萬
二十萬	王瓊	一万	一万	五萬	五萬	五萬	五萬
	楊沂中	一千	一千	二千	二千	一千	一千
	巨師古	一	一	一	一	一	一

その著増期たる建炎四年乃至紹興一年の三年間は、一方に於いて江北の列郡に鎮撫使が據つて金軍の侵犯に對する藩垣を形成していた時代であり、天下に蜂起していた羣盜の招定が最も多く行われた時期でもあつた。²⁰ 而して此の羣盜の招定に中心的な活躍をしたものこそ四武將に他ならなかつた。即ち張俊は淮西の巨寇李成・張用その他を、韓世忠は范汝爲・曹成・馬友・劉忠等福建・江西・湖南方面の諸大賊を、劉光世は郭仲威その他淮東の諸賊を、岳飛は曹成・馬友・周倫・楊么等江西・湖南北方面の土寇を夫々制壓撫定し、²¹ かくて天下に彌漫していた寇盜もこの期間中に急速に姿を消して行つた。勿論、他の諸將や文官の帥臣も寇盜撫定に活躍する所があつたが到底彼等の比ではなかつた。²² 尚此等諸大寇の中には已に鎮撫使に轉じていた者もあるが、こゝではすべて盜に一括して扱うこととする。群盜を撫定した彼等四武將は何れもその撫定した凶惡な賊團を彼等の軍中に收容して行つた。表Eに示す如く四武將の軍兵の内容は殆んど群盜より成り、羣盜の一大收容所と化していた觀がある。勿論、表所載の他にも多數の寇盜が收容せられて居たのであつて、その詳細は煩冗をさける意味で割愛し

表E 四武將諸軍構成表

(要錄卷九六) 紹興五年十二月庚子の條

武將名	軍名	軍内構成()内は出身	兵數
張俊	行營中護軍	信德府部曲・張俊親兵・張用(盜)・李橫(盜)・閔舉(盜)之衆隸之。	五萬
韓世忠	行營前護軍	慶源府部曲・張遇(盜)・曹成(盜)・馬友(盜)・巨師古(軍將) ²³ ・王璣(軍將)・崔增(盜)之	五萬
劉光世	行營左護軍	鄜延部曲・王德(軍將)・酈瓊(盜)斬賽(盜)自以其衆隸之。	五萬
岳飛	行營後護軍	河北部曲・韓京(盜)・吳錫(盜)・李山(盜)・趙秉淵(軍將)・任子安(軍將)之衆隸之。	三萬

たまでである。即ち四武將は諸盜の撫定に卓効をあげつつそれ等の諸盜を逐次軍中に收めて自己の兵力の増大に充てていたのであり、かくてその大軍の主たる部分が凶惡な賊盜分子より成つてゐたのである。群盜は金軍と並んで建國期の南宋が最も對策に腐心した所で、多く招安政策によつたがたとえ招安した場合にも尙その後の處置が非常に難しく、そうした意味で金軍より始末の悪いものであつたとも云へる。招安政策によつて盜を收めて官兵となすは兵力の増強を第一とする建國期の南宋政府にとつて正に一石二鳥の妙策には違ひなかつたが、問題は凶惡な彼等の官兵的統制の困難な點に在つた。所がかかる凶惡分子を傘下に收容した四武將はその巧妙な統帥によつて此の困難な問題を處理していた。要錄卷四 紹興元年二月辛未の條に

上。 士大夫自衛・信來者。皆稱張俊軍行極整肅。云々。

とあり、同書卷八 紹興五年四月庚申の條に

上。 韓世忠紀律嚴明。岳飛治軍有法。云々。

とある如く張・韓・岳三武將の軍紀は嚴正であつたと云われ、此の統制に服する諸軍も鄭剛中の北山文集卷一「定謀齊力疏」の後段に

上。 宣撫司諸將首領（張・韓・岳三氏）盡是收拾散亡與殺降劇賊。其間悍狠虐下頑鈍嗜財蕩淫縱慾者色色皆有。平時畏大帥不得逞。一旦釋去其陵損士卒交相貨利藏匿子女之弊。豈得無之。云々。

とある如く、彼等三人の威を怖れて潛伏していたと云う。劉光世は四人中最も軍紀散慢であつたと傳えられているが、然し紹興七年、彼を罷免して文臣呂祉を代りに据えた所、軍は忽ち叛して呂祉を殺し淮北の劉豫に奔つてゐるから、²⁵彼は彼なりにやはりその軍をよく統握していたのであり、彼以外にその任に堪えるもののいなかつたことが知られるのである。勿論、

諸軍が嚴正な軍紀に服従した所以は只四人の武威を恐れただけではなく、四人に服することが諸軍にとつても兵として享受する利益の多かつたことにも求められ、寧ろそれが極めて重要な理由であつたとも見ることが出来る。要錄卷四 紹興元年

二月朔の條に

先是史康民(土豪)在淮南。與(祝)友(賊)合軍。康民之軍極富。以金寶賂(劉)光世。光世喜。康民遂得進用。

略
とある如く諸賊が劉氏に金寶の賂を以て進用を願い、又要錄卷二 建炎三年閏八月己丑の條に

淮東副總管蘄賽(舊盜)以所部詣御營副使劉光世降。光世因以爲將就統其軍。人人皆喜。

とある如く諸軍が光世の軍への併入を喜んでいるのはそこに兵の利益享受が多かつたことを察せしめるに足る。即ち四武將の大功績は建國期の南宋にとり身中の患をなしていった賊盜を撫定し、此れを收容して國軍の増強に充て、更に喰わすに相當の利益を以てしつゝ嚴正な統制下に彼等を建國の爪牙として活用した所に在つたのである。こうした國內の撫定と並んで軍侵寇の防禦にも活躍したことは云う迄もない。建炎四年の春、張俊が明州に金將兀朮を擊破して高宗を危急より救い、又韓世忠が同じく兀朮の歸途を長江に扼して金軍に渡江南侵の暴舉たることを思い知らせたこと等はその代表的な彼等の戦功である。金軍防禦の花形としての彼等の名聲も亦赫々たるものであつたのである。こうした内外の大功が特に四武將をして縣絶した名聲と實力とを致さしめた所以であつたことは云う迄もないが、更に南宋の彼等に對する育成の大方針も見逃せない。即ち南宋政府は建炎四年江北の地に唐代の藩鎮にも比す可き鎮撫使を列置して金軍の防禦と接敵地區の群盜撫定とを専らこれに當らせ、その藩垣の内部に在つて四武將を國土の中心部の群盜撫定と最賴國軍の増強とに當らせ、四武將をして懸絶した兵力に迄發展せしめたのである。それは蓋し先に表示した如く國家の最賴軍が彼等に率いられ、最賴軍の増強は彼等の軍兵の増強に俟つ外なく、又彼等の軍兵の増強は最賴軍の増強であり、いわば四武將の軍兵と最賴軍とは事實上同一體を

なっていたからである。宋史 卷一 八七 禁軍 上に

上。
略。 建炎南渡。收潰卒招群盜。以開元帥府。其初兵不滿萬。用張・韓・劉・岳爲將。而軍聲以振。云云。

とある如く、四武將の兵即禁軍の關係におかれていた時、兵力の充實を最大の急務とする建國期の南宋としては彼等の軍兵の増強育成に力を致す外なかつたのである。

要するに四武將は北宋の滅亡南宋の建國と云う大動亂期に際會してその卓絶した個人的才能を充分に發揮する機會を得、天下の歸趨未だ判然たらざる中に遅早く康王の下に馳せ参じてその親軍の將となり、萬事に最先する建國期の親軍擴大政策の波に乗り、政府の育成的庇護を受けつつ、建國期南宋の身中の害虫たる群賊の撫定、その部兵への改編を通じて大武將にのし上り、巧妙な統兵によつて金軍・盜賊攻防の赫々たる武勳を累ね、一世に聳立する巍然たる勢力を築き上げたのである。

二 四武將の幕帥化と宣撫使

兵數の急増に示される張・韓・劉・岳四人の武將としての飛躍的な發展は、その實力と聲望と相俟つて彼等を單なる武將の地位より大きく國政の動向を決する政界の重鎮に迄押し上げて行つた。こうした政界の重鎮としての地位を示す職名が彼等の職歴の最後を飾つた宣撫使である。かくて四武將の研究は宣撫使としての彼等に移らねばならぬ。

I 四武將と宣撫使

四武將の最終的職任は宣撫使である。そこで此の宣撫使なる使職を理解する爲めに先ず本期間に於いて宣撫使に就任した者を表Fに掲げておく。表中のA・B・C各群は就任者各々の出身・兼帶職名・就任期間等を検討し、その兼職別によつて

表F 南宋建國期宣撫使就任者表（四川は除外）

群 C		群 B		群 A		郡別
使者名	出身	兼帶職名	除任年月	解任年月		
岳張劉韓 光世忠 飛俊	武 武 武	李朱呂劉 ←勝碩光世 綱回非	文 文 文 文 武	孟周劉杜 庚望光充 （政） （簽書樞密院事） （參知政事） （執政）	建炎三年閏八月 建炎三年九月 建炎四年五月 前建炎四年五月以 建炎四年五月	建炎四年二月 建炎四年二月 建炎四年五月 建炎四年五月以
同 同 同 專	同 同 同 路	三安撫大使 （沿江 大帥）	紹興元年三月 紹興元年五月 紹興二年二月 紹興二年五月 紹興二年九月 紹興元年十月 紹興二年九月 紹興二年九月	紹興二年九月 紹興二年二月 紹興二年九月 紹興元年十月 紹興二年九月 紹興二年九月 紹興二年九月	建炎三年閏八月 建炎三年九月 建炎四年五月 建炎四年五月 建炎四年五月 建炎四年五月 建炎四年五月	建炎四年二月 建炎四年二月 建炎四年五月 建炎四年五月 建炎四年五月 建炎四年五月 建炎四年五月
右 右 右 任	右 右 右 任	紹興二年九月 紹興三年三月 紹興四年十月 紹興十一年四月	紹興十二年四月 <small>25</small>	（政） （簽書樞密院事） （參知政事） （執政）	建炎三年閏八月 建炎三年九月 建炎四年五月 建炎四年五月	建炎四年二月 建炎四年二月 建炎四年五月 建炎四年五月

便宜的に類別したものであるが、今本表によるに、その全就任者は文臣八名・武將四名計十二名、うち武將の四名は四武將に他ならぬ。又時期的に検討するに、初期の部分を占めるA・B兩群は文臣出使が壓倒的に多く、且つその就任期間が概して短いのに比し、紹興三年以後を占めるC群は悉く武將たる四人でその就任期間は長い。即ち傾向的に云つて短期間より長期間へ文臣宣撫使から武將宣撫使へと移行し、その儘彼等の罷兵時迄固定化している。彼等は短きは四年、長きは九年も宣撫使をその最終的職任として帶しているのである。

宣撫使を説明した宋史卷一六七職官志・宣撫使の項²⁷の記事を適宜に區切つて紹介するに次の如くである。即ち宣撫使とは本來は二府の大臣、一、宣撫使。不當置。

二、掌。宣布威靈。撫綏邊境。及統護將帥。督

→は使者の交替を示す。兼職は厳密に云えばこれ以外にもあるが、少くとも宣撫使と同等以上の實職についてのみ本表にて問題とした。

備考
群の專任とは以上の意味である。出典考證は省略する。

視軍旅之事。

三、以二府大臣充。

四、其屬。有參謀官。係知州資序人與提刑叙官。

參議官。係知州資序人與轉運判官叙官。機宜・幹辦公事。並依發運司主管文字叙官。

五、凡宰執帶三省樞密院事出使。行移文字劄六部。六部行移即具申狀。如從官任使・副。合申六部。六部行移即用公牒。²⁹
即ち民政府の中書、軍政府の樞密院の高官で宰相・執政の職を執る者を差遣した出使職で（三）、常置の職ではなく非常に實際しておかれたものであり（一）、大軍とその將帥とを統握して國威を邊境に宣揚すべく（二）配下に官屬（四）・將帥（二）を具え、その決定事項は中央の決定事項に準じて六部より關係機關を経て實行に移される（五）³⁰ 権限の絶大な所謂統軍使職であつた。變時非常の際にのみ設置せられ、事終れば直ちに罷官せられたのは此の權限の絶大なこととも關係がある。實際の就任例を見るも兩宋を通じて僅少であり、以て本使職が濫設を慎しまれていたことを知り得る。然るに此の非常臨時の使職も國家興亡の事態に主導した南宋建國期に於いては當然出使の頻績を見ることとなり、それがやがて此の四武將によつて占められ、同時數人の並職に於いて定制化した。こうした複数的常制化に伴つて宣撫使が本來の性格に變化を來したことは豫想しなければならぬが、然しそれにしても傳統の權職をつぐ宣撫使となつた四人が最早單なる武將ではなく、政界に大きな地歩を占める存在となつていたことは充分推想せられるのであろう。

宣撫使の性格の變化に聯關係して注目すべきは先掲表Fに於いて時代を逐うてA・B・Cの三群がその兼職を夫々異にしていることである。即ちA群は本來的な二府大臣の出使であるのに比し、B群は常設地方職たる路帥の兼充であり、更にC群に於ては最早それに比すべき他の兼職はない。此の事實は、宣撫使の性格の變化が本期間中に起つたものであり、四武將の

帶した宣撫使は此の全く變化したものであり、又四武將の帶職が此の變化に大きく關係していたことを示す。かくて此の宣撫使の性格の變化とその變化の過程とを四武將との關係に於いて考察することが當面の課題となる。

a. 宣撫使の專使化と管域の設定

宣撫使の管域は先表に示すA・B・Cの群別に従つて大きく異なつていた。先ずA群の場合は、要錄卷二 建炎三年閏八月辛卯の條に

命尙書右僕射杜充兼江淮宣撫使。云々。

とあるにその一例を徵し得る如く「江淮」の如き頗る漠とした方域を指示したものであつた。³¹ 然もその管域は各使相互間に全く連闊性なく、又屯駐地も、たとえ一時的に指示される事はあつても、一定の置司地は指示されないのが普通であつた。所がB群宣撫使になると同書八 紹興元年十月の條に

上。乃命鑄真・楊・通・泰・承・楚州・漣水軍宣撫使印。云々。

とある如く、數州軍名を冠してその管域を明示しているのが普通であつた。³² 置司地は別に明示せられなくとも、既に此れを兼任する沿江三大帥としての置司地が規定せられていたのであるから、事實上規定せられていたと見てよい。即ちA群の場合は本來的な隨時出使の傳統を踏んでいるのに對し、B群では既に常設官の兼職を通じて地方常設職に近づき、管域も殆んど江北の所謂分鎮地區に一定せられてゐるのである。³³ C群宣撫使は此の傾向が一段と進んでいる。即ち表Gに示す如く、その管區は淮東・淮西・湖北・京西等の江北分鎮地區を中心として固定し、且つその間に時には使の交替さえ行われており、更にその稱呼も要錄卷六

上。 江南東西路宣撫使韓世忠。中。略。 充淮南東西路宣撫使。泗州置司。云云。

とある如く路分が明確に指示せられ、置司地も逐一指定せられるのが普通となつてゐるのである。³⁵ C群の場合は既に路帥の兼任でなく、その儘では置司地が判然としないので特に指示したものと思われる。路帥の兼任でないのはC群宣撫使が既に路帥に近かつたからであるが、しかし一般路帥の如く交替煩繁ではない。その就任期間が膠着的に長いことは表Gに示している如くである。

表G C群宣撫使交替表(四川を除外)

備 考	管 域		域別	者 名					
	紹 興 二 年	三 年		四 年	五 年	七 年	十 一 年		
	兩浙西路								
	江南東路								
	大三江沿								
	韓世忠	↓	劉光世	↓	張俊	俊	俊		
	江南西路								
	淮南東路								
	鎮								
	(劉光世)…								
	↓韓世忠								
	湖北								
	淮南西路								
	京西								
	路								
↓は交替。↓は解任を示す。同時に二ヶ所に同使者名が存するのは兼任を示し、同路分に二使名が在るのは併置を示す。									

要するにC群宣撫使は、本來の臨時的な宣撫使がB群宣撫使の過程を経て武將専充・地方常置・專職の使に發展したものと云い得る。かく考察するとB群宣撫使の中で劉光世の場合のみは殆んどC群宣撫使に近いものとなる。相異しているのは只沿江三大帥の兼任で専任でないと云う一點にすぎない。よつてB群宣撫使としての劉光世もC群宣撫使の中に含めて考えることとする。思うに宣撫使の常制化は南宋建國期が超非常時事態の繼續時代であつた爲めであり、武將専充は武力最先の混亂時代であつた爲めであり、管域の設定は使の常制複數化に伴う必然の要請であつたものと解せられる。次に考究す可き

は此の變化した宣撫使の權職に就いてである。

b、宣撫使の權職

文臣出使の本來的な宣撫使の場合は出使と同時に諸軍を別行せしめてその統握下に入れしめ、引揚げの際には此れを解散せしめていた。即ち宣撫使下の軍は使の任免に従うものであつたのである。所が四武將は宣撫使前より既に元從の大軍を統握していたのであるから、右の如き從來の規定はあてはまらず、別行の軍を俟つ迄もなく、強大な兵力兵權を有していた。

此所に文臣宣撫使が實力關係に於いて武將宣撫使に劣る所以があつた。而して武將宣撫使は宣撫使たる前に已に強大な兵力兵權を有していたとは云え、宣撫使たることが武將にとりその兵權兵力の強化に取つて無意味であつたのではない。極めて有利な條件が宣撫使たることによつて新に加えられていたのである。それはその管域内に對する軍政權とそれに聯關する相當大幅な行政權の掌握であつた。蓋し二府大臣出使時代の宣撫使の傳統として認められたものであろう。

宣撫使は先ず所屬將佐の人事について絶大な權限を行ふことを得た。要錄卷八 紹興五年正月壬子の條に

中衛大夫楊州觀察使淮西宣撫使摧鋒軍統制趙秉淵貶秩五等。略。以(淮西)宣撫使劉光世効其縱掠和州水寨也。

とあり、同書卷七 紹興四年五月丁巳の條に

上。淮東宣撫使前軍統領張順充淮東兵馬都監。洪澤鎮把隘。略。皆用韓世忠奏也。

とあるが如きはその行使例で、同様の行使記事は他にも枚舉に遑がない。かく宣撫使の權限によつて自由に動かし得る將佐の數は紹興九年頃に於いて表Hに示す如く頗る多數に上つて居り此れらの將佐によつて宣撫使管下の統軍組織が形成せられていたのであつて、宣撫使はその人事權の掌握により諸軍の節制に一段と大きな權力を加えたのである。

表H 宣撫使將伍數 要錄卷一二六 紹興九年現在

武將名	將數			
	統	制	統	領
韓世忠	一一		一三	
張俊	一〇			正・副・準備將
岳飛	二二			
			一四	
				上。
			二九七	執政進呈韓世忠辟官屬。上曰。諸將所辟官屬。稍正當則能裨
				略其軍政。儻非其人。往往生事。云々。
			五	
				益其軍政。儻非其人。往往生事。云々。
			二五二	

拱衛大夫明州觀察使提舉江州太平觀辛彥宗充浙西江東宣撫使幹辦公事。用張俊奏也。

とある等は此れを證する史料である。四武將はこの官屬の人事権を握ることによつて軍政権を一層完璧なものとするを得たわけである。尙官屬については更に重要な事實もあるが、本稿には直接關係がないので省略する。要するに四武將は宣撫使として將佐・官屬の人事を握り、軍政権を取得して武將としての権力を一層擴大したのである。

軍政権の取得と並んで更に管内州縣官の人事、即ち行政権の行使にも大きく進出していた。元來州縣官は所謂親民の官として政府の極めて重視する所で、その任免人事は祖宗以來中央が直接掌握して地方長官に委ねず、長官としては只監督権を行使せしめるにすぎなかつた。然るに要錄卷六 紹興三年四月の條に

勒停人陳机復朝請大夫知泗州。机爲韓世忠所愛。故起廢用之。云々。

とあり、同書卷九 紹興五年九月癸酉の條に

右奉議郎淮西宣撫使幹辦公事韓元傑知濠州。用劉光世奏也。云々。

とある如く、形式的な辭令の發行はともかく實質的な任免は州の長官の任免さえ宣撫使たる彼等の握る所となつていたので

宣撫使は更に多くの官屬を配下にもち、以て企畫・事務・連絡その他的重要職務を行わせていたが、それの人事権も事實上手中に握つていた。要錄卷八 紹興四年十一月丁丑の條に

とあり、更に同書卷八 紹興四年十月の條に

ある。かくて所管たる江北列郡は、當時殆んどすべて彼等の辟奏による州縣官で満たされていた。それは邊境不安の地に中央より命を奉じて就任するを願うものが現實に少かつたこと以外に、宣撫使たる武將の意向を中央として敢て無視するを得ず、大幅にその發言を容れる外なかつた爲めである。要錄卷一 紹興八年十一月己巳の條の高宗の言中に

○五 郡守牧民之官。亦藩屏所寄。當自朝廷選差。若皆由將帥辟置。非臂指之勢也。

とあるは辟置の形に於いて彼等が行政人事權を大幅に行使していたことを示す。かゝる州縣官人事權の掌握が宣撫使たる四武將の管内に對する節制力を飛躍的に加重したことは自ら明かである。然も四武將宣撫使の人事權は以上に止まらず、要錄卷一 紹興六年九月戊子の條に

詔江東轉運使向子諤應副劉光世軍錢糧。副使俞俟應副張俊軍錢糧。子諤與俊不協。俊數有論奏。而光世向氏婿也。故改命之。

とある如く、政府の最も重視する錢糧官(財政官僚)の人事にさえ大きな決定力を及ぼしていた。つまり四武將は宣撫使たることによつてその廣大な所管地域を與えられ、その管域に對する廣汎な人事權の掌握を通じて軍政・行政權はもとより、財政權をさえ收掌して行つたのである。C群宣撫使としての武將は實にかくの如き廣大な管區と絶大な權職及び膨大な兵力を有する最高の地方長官、即ち本稿に云う巨大な幕帥であつて、單なる武將でもなければ單なる官僚でもなく實に軍閥的な巨大幕帥として江北分鎮地區にその威容を誇つていたのである。

Ⅱ 幕帥化の由因

宣撫使として巨大幕帥の權勢を得た四武將が來歸當時の徵々たる存在より此の榮位に達する迄の期間は僅かに六年前後で

その進出は頗る急速であつた。蓋し大變亂に際し風雲に乘じた結果である。試みに此の累進振りを表示すれば表Iの如くである。表を通觀するに、その累進過程は大別して(1)中央統兵官時代、(2)使職兼任時代、(3)使職専任時代の三段階に分つこと

表一 四武將職歷表

が出来る。即ち初めは高宗の一衛將としてその身邊にあり、それより使職を兼ねて隨處に引兵出戍し³⁸、やがて功を累ねて沿江に屯軍定駐する幕帥となつてゐるのである。宣撫使の性格が彼等の差充と表裏して變化を來した當時、同様な變化は類似の統軍使職たる制置・招討・宣撫副各使に於いても見られた所で、表中の岳飛が帶任している諸使職もやはり同様の定駐使職であつたことはその管域・權限等の兩面から確めることが出来る。更に劉光世の安撫大使も亦同様の定駐使職に近い常設路帥であつたことが認められる。そこで此れら諸使への就任をも含めて四武將が沿江列郡に進出し幕帥となつた時期を求める
と、劉氏は建炎四年、韓氏は紹興二年、岳氏は同三年、張氏は同四年となる。尤もその後若干の管區交替が行われている
が、それは必ずしも政府の辭令一下直ちに實現せられたのではなく、相當の問題を惹起しているから⁴¹、此の出使時期を以て
彼の幕帥化の時期と見て差支えない。而して彼等のうち、政府の命を俟つて初めて出使したのは張俊のみで、他の三人は辭
令前已にその地區に入つて現實を作りあげていた。即ち政府の彼等に對する幕帥化措置は現實の既成勢力をその儘合法化し
たものであつたと云うことが出来る。此の時已に大武將として數萬の軍を統べ、その巨大な武力に裏付けられた彼等の現實
の勢力を更に幕帥として合法化し地方に固着せしめることは、過去の歴史に視て彼等を驕横制し難い遠心的勢力たらしめる
危険があつた。然るに政府が敢て此れを斷行したに就いてはそれ相當の理由が別に存在していたと見なければならぬ。換言
すれば此の危險性以上に彼等を幕帥化せしめることの有利性或は必要性があつたと解して此れを検討すべきである。

先ず第一に考えられるのは分鎮藩垣政策の推移との關係である。鎮撫使に就いては嘗て論究した所であるが⁴²、その概要を
述べると、北宋滅亡の混亂期に各地に蜂起した群盜・勤王軍等の武装諸勢力中比較的有力な者を鎮撫使の職に任じ、江北地帶
の若干州軍（二州軍）に封じて兵民財の三權を與え、一面金軍に當らせ、一面群小武装集團を撫定吸收せしめたもので、鎮
撫使が此の役割を略々果すを俟つて建炎四年末、紹興一・三年、紹興五年の三期に分つて逐次抹消したものである。所で四武

將が沿江に幕帥として定駐していつた時期は此の鎮撫使の抹消時期と正に合致し、且つ幕帥の節制地は嘗ての分鎮地區にわかつてゐるのである。江北の割據勢力として金軍防禦・群盜撫定に利用せられた鎮撫使はその役割を了えると共に四武將に置き代えられたのであり、更に此れを見方を易えて云々は四武將の幕帥化を以て對金防禦の態勢を整えた南宋政府はそれ迄の過程として利用した鎮撫使を廢止吸收したのである。群盜的性格の鎮撫使に比し四武將は遙かに中央的であり此れが政府をしてかかる處置をとらしめた所以と考えられる。鎮撫使の廢止は四幕帥の沿江列置による對金防禦に對する政府の自信を示す。事實此の後ちは金軍の侵入をも忽ち擊退して江南の要地を安泰ならしめ、要錄卷一 紹興十一年一月乙未の條に

賜劉光世・韓世忠・張俊・岳飛・楊沂中・劉鑄詔書。以。捷書累至。軍勢大張。蓋自軍興以來。未有今日之盛。云々。

とある如く、南宋の武威は赫々として輝いてゐるのである。一方對內的にも嘗て猖獗を極めた諸寇の平定が大いに進捗し、紹興五年の洞庭湖の巨寇楊么の鎮壓を最後として政治上の問題とならなくなつた。更に又要錄卷八 紹興五年三月甲申に上。時山陽殘弊之餘。^略(韓)世忠披荆棘。立軍府。與士同力役。其夫人梁氏親織薄爲屋。^中世忠乃撫集流散。通商惠工。

遂爲重鎮。

とある如く、彼等幕帥の活躍によつて混亂の爲の荒廢した滿目荊榛の曠野も次第に復興して居り、彼等の活躍は彼等に對する政府の期待を裏切つていないのである。⁴³更に又最初は至難とされた先の分鎮地區たる江北への政府の經濟力の侵透も紹興五年頃より急速に伸びていつた。例えれば初めは鎮撫使或は彼等四武將にその大部分を委任する外なかつた營・屯田政策も、紹興六年には都督府麾下の江淮營田使による營田官莊の經營が始り、更に要錄卷一 紹興七年六月乙未の條に

罷江・淮營田司。以直徽猷閣淮東轉運判官蔣瓛・直祕閣淮西轉運判官韓璡・直祕閣江東轉運副使愈俟・直顯謨閣兩浙轉運副使汪思溫竝兼提領本路營田。云々。

とある如く紹興七年には正規の錢糧職たる轉運司の管轄に歸し中央直轄に移つてゐる。⁴⁴ 四幕帥の活躍を通じて中央政府の支配力が急速に沿江乃至江北地帶に伸展していくことは以上の諸例によつて充分認められるであろう。かく四武將は遠心性の強い鎮撫使を吸收しつゝ對金防禦・羣盜討滅・民土安輯に多大の効果をあげ、此の効果を通じて南宋政府の中央政權が確立侵透したのであり、然も又かかる重任を果し得るものが彼等四人の外なく、又四武將も中央政府合認の幕帥たることによつて始めてかかる大任を果し、且つその素質の凶惡な大軍の節制をも有利に展開することが出來たのであるから、此所に政府が四武將跋扈の懸念を乘越えてその幕帥化を合認し、四武將も亦縣命にその重任を遂行した所以があつたとも見る可きであろう。四武將の幕帥化は實は既成事態の承認合法化の形に於いて行われたものであるが、此の合法化は四武將の活躍に安定的保障を與えるものであり、此の保障が彼等の活躍の積極化によつて中央政權の確立伸展を來したものであるとすれば、此の既成事實の承認としての幕帥化は蓋し當を得た處置であつたと云う可きである。

以上を要するに、四武將は鎮撫使を吸收しつゝ逐次沿江の列郡に進出定駐して江北地區を節制し、遂に幕帥として重權を合認せられ、その威容と活躍とを通じて南宋の軍隊に對する防禦力が確立せられ建國の大業が大いに進捗したのであり、此所に南宋建國史上に於ける幕帥としての四武將の大きな意義が認められるのである。然し乍ら巨大な部下直系の軍隊と赫々たる名聲とを有していた四武將を敢て幕帥とした危險性の面も無視す可きではなく更に深刻な波亂の生起が豫想せられるのである。

三 四武將勢力の遠心性

巨大な直系軍團に支えられた四幕帥はその中央政府に對する遠心勢力と化する危險性の面に於いて彼等が幕帥となつた當

時より已に識者の論議の対象とせられていた。殊に國軍の大部分が四幕帥の掌中に在つて在朝の親軍が寡弱であつた爲め、此の遠心性は特に大きく時人の眼に映していった様である。要錄卷五 紹興二年五月内戍の條の胡世將の言に

兵衛寡弱。乞以神武五軍並建都副統制。以分其勢。益增三衙精卒。云云。

とあり、同書卷八 同五年三月癸卯の李邴の言に

略上。建炎以來。禁衛單寡。乃籍(神武)五軍以爲重。臣常寒心。云云。

とあり、同書卷九 同六年三月己巳の李綱の言に

略上。今朝廷與諸路之兵盡付諸將。外重內輕。云云。

とあり、同書卷一 同六年七月の劉長源の上書に

略上。今禁旅單寡。將領怯懦。卒有蕭牆之變。何以待之。云云。

とある等は軍政面よりする内輕外重の憂を論じたものである。又要錄卷五 紹興二年五月甲子の條に

略上。言者論。今正右武之時。雖二・三大將嘗立奇功而取當貴矣。云云。

とあり、同書卷七 同四年七月庚申の條に

略上。臣以謂。今之一・三大將富極責足。云云。

とあり、同書卷八 同五年三月癸卯の張守の言に

略上。然今之大將。皆握重兵。貴極富溢。前無祿利之望。退無誅罰之憂。故朝廷之勢日削。兵將之權日重。云云。

とあり、更に前掲李邴の上奏の前段に

略上。又言。陛下卽位之初。韓世忠・劉光世・張俊威名隱然爲大將。又有吳玠・岳飛者出矣。云云。

とあり、同書卷一紹興十年四月乙丑の條にも

略上。(張)俊喜殖產。其寵兵而歸也。歲收租米六十萬斛。云云。

とあつて、四武將の懸絶せる地位や權勢や私產の富有を喧しく論じてゐるのもやはり幹弱技強の危険を警戒したものである。彼等の地位・權勢に見合うその財力の富大は見逃す可からざるものと云えよう。⁴⁵ 四武將批判の聲は當然その武力に集中した。要錄卷一紹興十年七月乙卯の條に

略上。國家用兵十有六年矣。士卒之隸諸將。不爲不親附。云云。

とあり、同書卷一八同八年二月壬戌の條に

略上。今日諸將之兵。已患難於分合。云云。

とあり、更に三朝北盟會編卷一紹興七年十月の條の闕姓氏の「上皇帝書」に

略上。嗚呼陛下在九重之中。又豈知諸將帥臣所統軍馬曾無一言以念及陛下者乎。且如泗州之兵。事無大小則知有張俊。楚

州一軍則知有韓世忠。襄陽一軍則知有岳飛。云云。

とある如く、武將とその兵が特別の關係につながれ、兵は彼等四武將あるを知つて敢て天子あるを知らず、政府の力を以てするもその關係は如何ともし難いものであつたことを問題としているが、こうした兵の私從化⁴⁶こそは歴史革命前の現象として多く見られた所であるがら特に警戒せられたのは當然である。かく四武將が巨財を擁し重兵を私從化せしめ、幕帥として地方要地に定駐し強力な管内支配を行つていた以上、中央政府の彼等に對する戒心は絶體不可缺である。要錄卷一紹興八年五月辛亥の條に

略上。今天下之權。不在廟堂。而在諸將。云云。

とあり、同書卷一
二六 紹興九年一月の條に

上。劉光世竊琳館之清名。張俊負跋扈之大惡。岳飛・吳玠・韓世忠之流。裏糧坐甲。首鼠兩端。云々。

ある如く、彼等四人の跋扈驕横を含める論議の百出しているのは蓋し已むを得ぬ所と云う可きであつたのである。⁴⁷

四武將驕横の危険的因子として最も大きく見られていたのは、その重兵と兵の素質の凶悪及び帥と兵との私的つながりであつた。然も此れは彼等が幕帥となつて後に生じた問題ではない。それは遠く彼等が康王の下に來歸した時に已に胚胎していたのである。彼等の來歸は個人としてではなく一個の武力集團の長として、來歸後その儘その兵を統轄していた。更にその後收容した諸軍も彼等が自ら撫定招安した賊匪を中心とし、又彼等賊匪の來降も朝廷に對してではなく四帥に對してであつて、その結びつきはやはり個人的色彩の強いものであつた。こうした個人的關係を維持強化したのは四帥の集財と部下への散財とであつた。要錄卷三 建炎四年正月辛未の條に

略。如劉光世・韓世忠・張俊・王瓊之徒。身爲大將。^{中。}論其家則金帛充盈。錦衣肉食。與臺廄養。皆得以功補官。至一軍之中。使臣反多。卒伍反少。云々。

とある如く四帥の集財富有は既に建炎四年の初めに於て聳目せしめるものがあつた。要錄卷三 建炎四年六月戊寅の條に

略。若劉光世・韓世忠・張浚(誤)者。略。各招亡命。以張軍勢。云々。

とある如く、四帥が招安充軍を盛んに行ひ得た一因はこうした富財の活用に在つたのである。⁴⁸かくて四武將の諸軍は朝廷の兵たる自覺をもつことなく寧ろ四人の私兵的感情や立場を強め、彼等の私從的軍隊として生長發展を續けたのである。然しこの私從的大軍團の政治的危険性が遽に喧しく廟論を賑すに至つたのは彼等が幕帥となつてからである。それは云う迄もなく幕帥となることによつて四武將が單なる軍人の埒を起えて政治家としての面を大きく有つに至り、管域の地盤化と共にそ

の内包せる遠心性の實現の危險が飛躍的に増大した爲めである。管城を得た四幕帥は要錄卷五紹興一年正月丁巳の條に上。又況富商・大賈之家。多以金帛賣名軍中。僥倖補官。及假名冒戶。規免科需者。云云。

とあり、同書卷八紹興五年二月乙酉の條に略上。

酒稅利源也。而諸將侵之。略中。商販之人。復請買牌歷。假其聲勢。有司不能制也。云云。

とある如く、豪商と結託してその便宜を供與すると共に巨額の私收をあげ、又要錄卷四紹興元年四月己卯の條に

淮西安撫大使劉光世。以泗州土豪徐宗誠爲保義郎知泗州。云云。

とあり、同書卷八紹興五年四月庚申の條に略上。

(岳)飛移軍潭州。所過不擾。鄉民私遣士卒酒食。即時償直。云云。

とある如く、在地の土豪と結んで地盤を固め、更に又同書卷七紹興四年六月壬辰の條に

上。先是(入内東頭供奉官)(鄭)弼等與入内黃門李廣並赴淮東宣撫使韓世忠私第會飲。云云。

とある如く政府の内官とも刺を通ずる等政治的勢力の強化に必要な手を次々と固めている。かくて鞏固な地盤を固めた彼等は要錄卷八紹興五年閏二月乙丑の條に

上。近縣官職汚懼罪者。往往于諸將爲官屬。一踐軍門。則監司無從按發。宿奸巨蠹多以此爲得計。云云。

とあり、同書卷六紹興二年十二月甲午に略上。

近浙西安撫大使(劉光世)司統制官喬仲福・王德市私鹽。中。人不敢問。云云。

とある如く、次第に國家秩序に抵觸することをも敢てするに至つてゐる。こうした國家の法を超えての行動は益々その財力を益さしめ、軍の私兵化に度を加えて行つた。岳飛の如きは罷兵當時の軍中の蓄積が一千萬緡の巨額に達していたと云うが⁵¹

こうした財力は國法遵奉の下においては到底得られるものではない。又要錄 卷一 紹興七年十一月甲午の條に

上。先是都督府旣罷軍。左護軍都統制王德未有所屬。(張)俊每以厚幣結之。德遂以其軍八千歸於俊。俊軍以故益強。云
云。

とあるは幕帥が私財を以て諸將の兵を恰も私兵の如く誘引した一例である。こうした四武將の幕帥としての地盤の培養強化とその上に立つての政治家としての勢力發展がその遠心性の實現過程として猛烈な輿論をかき立てたのは誠に當然と云わねばならぬ。かくて輿論は一齊に四武將の遠心的趨向を指摘し此れを攻撃した。しかしそれも久しく只喧々諤々たる聲の渦巻に終り、彼等に對して具體的處置を加えることは出來なかつた。それは外の大敵金軍を防ぎ得る國軍の主力は結局彼等四人の部下兵力に外ならなかつたからである。四武將を抹殺することは、當時の一部廷臣が指摘している如く、南宋朝を自らの手で崩壊せしめる危険があつたのである。四武將の處置に當つては先ず金軍侵入の危険を除く措置が必要であつた。四武將の處置は南宋朝確立の爲め今や必須の大仕事であり、政界の輿論も熟しつつあつたのであるが、それには金軍侵入を誘發する危険があつて此の面からその斷行を防げられてゐたとすれば、對金工作がこうした意味に於いて重要性をもつて來る。恰も武將の斷壓を以て有名な秦檜が宰相となつたのは紹興八年三月である。彼が先ず對金和議の締結を急ぎつゝ主力を轉じて幕帥の罷免に當り、巧に目的を達しているのは正に右の事情に即應したもので、彼が南宋建國史上の第一流政治家であることは客觀的に斷定し得る所であるが、此の四武將罷免を廻る諸問題に就いては別に稿を更めて論究することとする。

結語

方臍の叛亂・金軍の侵入に始まる北宋末の大動亂に蹶起していち早く南宋新政府に來歸した群將中があつて張・韓・劉・

岳の四武將は特に卓絶せる個人的能力を有し、南宋建國期に於ける軍事最優先の時勢に乗つて僅々五・六年の間に忽ち權勢を張り、紹興の初葉には逐次鎮撫使勢力を吸收しつゝ沿江の列郡に定駐し、宣撫使として單なる軍人の埒を超えた管内兵民の權を握る軍閥的巨大勢力となつた。彼等四武將の勢力は南宋政府の支柱そのものに外ならず、従つて南宋の發展は彼等の發展に俟ち、彼等の發展の上に南宋の飛躍的發展があつた。即ち彼等の金軍防禦、治安の回復・維持にあげた殊功はすべて政府の權威を代行する形に於いて行われたのである。然し彼等の統握せる諸軍の過大、及びその兵士の素質の凶惡、更に彼等との私的なつながりは、彼等の發展に連れて政府に對する巨大な危險勢力たる結果を齎しそれは彼等が幕帥として管區を支配した頃より政治的大問題として表面化して來た。所が一方に金軍の不測の侵犯が考えられる限り、彼等の勢力を抹殺することは宋朝内崩の因として一層危險性が大きかつた。こうした矛盾を解決する爲めには金國との國交調整を先決とする。

註

- (1) 具體的には康王舉兵時より和議成立時に至る十六年間を指す。A表参照のこと。
- (2) 北宋の禁軍に相當する國防第一線部隊で最優先的給與が原則として保障せられる諸軍。尙給與の詳細に就いては別稿にゆずる。
- (3) 本表掲示の兵數はすべて政府合認の所謂軍額を規準として算定したものであるが、典據及び逐一的考證は省略した。以下同様。
- (4) 「表A」参照。要錄卷八紹興四年九月庚申の條参照。
- (5) 要錄卷八紹興五年閏二月丁卯の條。時に王瓊麾下の兵數は一万五千と云われる。
- (6) 要錄卷八紹興三年九月壬申の條。麾下一萬のうち八千は張俊に、二千は王瓊に分屬。
- (7) 要錄卷八紹興三年九月戊辰の條。
- (8) 吳玠は四川の勇將で紹興五年頃は大約四萬を統握していたが詳細は別稿にゆずる。
- (9) 紹興七年五月ですら彼は僅かに千一百の部衆を統握するに過ぎない。要錄卷一。
- (10) 紹興六年二月彼が出成に際して伴つた兵數は一萬とせられ

(11) 要錄卷八 紹興五年閏二月丁卯には「七千」。同書卷一 紹興六年七月辛巳には「一萬」とある。

(12) 二十七八年後の乾道初年には三衙總計大約十二萬人である。

朝野雜記甲集卷十「乾道内外大軍數」の項。尙詳細は別稿にゆする。

(13) 朝野雜記甲集卷十「紹興内外大軍數」及び「乾道内外大軍數」の兩記事が参考となる。

(14) 要錄卷一 紹興六年七月監察御史劉長源の上言に「今大將統兵各十數萬」とあるは多少の誇張があるにせよ同事實を察知せしめる。

(15) 宋史四武將傳、三朝北盟會編所掲の林泉野記その他により出身事情を左に表示する。

武將名	出身地	出	身	出	仕	事	情
劉光世	韓世忠	延安府	鳳翔府 州 一說 秦	起	於	諸	盜
劉光世	韓世忠	延安府	少無賴爲隸。家貧無產業。	年十六。	爲	三陽弓箭手。	好騎射。
劉光世	韓世忠	延安府	鎮海軍節度使提領。次子。西蕃熟戶。	年十八。絕人。常乘悍馬。	以敢勇應募。年三十。年餘百斤。	以蔭補三班奉職。有膽勇。	應募赤籍。早年驚勇。年餘百斤。

岳飛相州	韓魏王家の佃戸。 家貧。
	宣和四年真定宣撫劉韜幕 力。戰士。挽弓三百斤。飛應募。生有神

(16) 描寫「南宋鎮撫使考」(史淵六四輯所載)第Ⅱ章。

(17) 此の記事は「所部。數萬人二千余騎」と讀めぬ事もないが、鄆瓊・斬賽が彼の下に歸したのは(E表参照)此の後ちであり、又給與總額より見るも「萬人二千餘騎」が適當と思われる。

(18) 後は建炎三年正月亘賊張遇一萬の軍を併せて居るが翌三年正月金軍を流陽に迎えて潰散し、同年三月張俊より劉寶の一軍二千を借りて僅かに軍容を建て直したと云われる。

(19) 前出「南宋鎮撫使考」参照。

(20) 要錄、三朝北盟會編、宋會要稿兵十計叛の項。宋史本記等の建炎四年乃紹興五年の記事。

(21) 昆陵集卷一「論盜發本路監司帥臣不即捕治劄子」

(22) E表中の「某處部曲」は政府に來歸する以前より四武將が統握していた部衆で數的には問題とならず、又「軍將」出身の者でもその部下は多く凶盜より成つていたのである。

(23) 彼の軍が世忠に併合せられた時期は不明。

(24) 三朝北盟會編卷二 紹興十年十二月の條に見える韓世忠が麾下の呼延通を殺した事情は四武將の統握法の一例として興味深い。

(25) 所謂「淮西之變」。外山軍治氏、「岳飛と秦檜」参照。

- (26) 韓世忠は後宣撫處置使となつてゐるが、これは建炎三年張浚が就任した川陝宣撫處置使の如く廣汎な所管・権限を有つものではなく、むしろ宣撫使に近いので此處に一括した。川陝宣撫處置使については別稿に譲る。
- (27) 朝野雜記甲集卷十「宣撫使」及び「宣撫使官屬」の項。宋會要稿職官卷四「宣撫使」一上宣撫使の項も参考とするに足るが冗漫を避けて本記に據つた。
- (28) 所謂「官屬」で人數は時と場合により不定
- (29) 四武將は宰・執でないから原則として「劄子」は使用出来ない筈であるが後ちには或程度合認せられた。要錄卷七紹興四年六月己卯條参照。
- (30) 朝野雜記甲集卷十宣撫使の項参照。
- (31) 周望は「兩浙荆湖等路宣撫使」、劉光世は「江東宣撫使」、孟庾は「福建江西荆湖宣撫使」。
- (32) 同右参照。
- (33) 李綱のみは些か傾向を異にし、むしろA・B兩群の中間的宣撫使と考えられる。
- (34) 前出「南宋鎮撫使考」H表参照。
- (35) 同右M表参照。
- (36) 同右N表参照。
- (37) 此の時代正式の直奏権はなく、その意志はすべて關係使廳を通じて政府に達している。
- (38) 昆陵集卷四「乞張銳改除一郡劄子」に「臣伏觀聖旨除張銳知常

韓世忠	岳飛	武將名	蓄	積	收	人源	年收明細	年收換算	典	據
十萬斛米九萬斛	見錢二千	萬縕	回易等十四庫	見錢二千	萬縕	約一九〇	要錄一四一・同	書一四四・會要	方鎮・第四宅	
私田租	酒庫等息錢・	萬縕	息錢・田租その他	萬縕	萬縕	約一九〇	要錄一四一・同	書一四四・會要	方鎮・第四宅	
斛	約一三〇	萬縕	租米數萬	六萬斛	萬縕	方鎮・第四宅	要錄一四一・同	書一四四・會要	方鎮・第四宅	
			同書一四七							

州。雖係兩浙制置使韓世忠奏辟。云云。」とあり此の時代既に郡守の辟奏を行つてゐたことが知られるが未だ實例は少い。

(39) 管域は歴史教育二の七所載拙稿「南宋軍閥の成立」四表参照。更に此の時代岳飛は郡守の外監司等の人事をも事實上掌握している。

(40) 張俊も紹興二年頃より浙東婺州に定駐してゐるが、沿江に進出したのは四年である。

(41) 紹興三年劉・韓の交替には若干の紛争があり同七年の劉・張の交替には淮西之變があつた。

(42) 前出「南宋鎮撫使考」

(43) 鄭正人の存撫にも大きな役割を果した。浮溪集卷二「論僑寓州劄子」、要錄その他。

(44) 周藤吉之氏著「南宋に於ける屯田・營田官莊の經營」(中國土地制度史研究所収)、拙稿「南宋の課子」(近日發表豫定)参照。尙爾淮地區に始めて轉運司が復置せられるのは紹興七年である。

(45) 因みに彼等の贍軍利源・蓄積・私產等數字の明かなものを摘要表示すれば左の如くである。

劉光世	金數百萬	回易 <small>(八千人)</small>	要錄一〇九同
張俊	田租	私役 <small>(八千人)</small>	書八四
不	私田租・利貸	不詳	要錄一三五・
明	萬斛	詳	同書二五五
	租米六十	不	
	萬緡	詳	
	約一八〇		

備考
右數は紹興六・七年乃至紹興十一年頃迄の状態を示すものである。尙換算率は斗米三百文とし、韓氏譜庫の收入は岳飛と同規準で算定した。詳細は別稿に譲る。

- (46) 彼等の軍は通常四人の名を冠して呼ばれ、更に四人の部曲とも云われていた。
- (47) 朱子も又朱子語類卷一の中では彼等の驕惰を論じ更に「若論數將之才。則岳飛爲勝。然飛亦橫」と云つてゐるのは注目に値する。
- (48) 要錄卷二 紹興八年七月の條に「上略。時軍闕見糧。(吳)玠頗以家財給之。云々」とあるは四川の勇将吳玠の例であるが、四武將とても名將として同様な方法を活用していたのである。
- (49) 要錄卷九 紹興六年正月辛卯、同書卷一〇六 同六年十月丙申の各條にも窺われる。
- (50) 同様の例は枚挙に邊がない。
- (51) 「註」45 參照。
- (52) 要錄卷四三 紹興十一年十二月乙丑の高宗の言に「和議已成。軍備尤不可弛。云々」とあるに知られる如く、和議の後ち軍備を更に強化している。即ち此の「罷兵」は四人の諸軍を解散する事ではなく、四人の兵權を奪つた事實を示す當時の慣用語である。